

「鍼灸の世界への広がり～ISO/TC249 参加国の鍼灸についての制度調査から～」

嶺 聡一郎¹⁾ 矢島 幹弘²⁾ 伊藤 和真³⁾

1) 名古屋医専 2) 株式会社あいち統合医療

3) 京都大学大学院人間・環境学研究科

【はじめに】

国際標準化機構(International Organization for Standardization 以下ISO)において、東洋医学の国際標準規格策定を行うために専門委員会(Technical Committee249 以下TC249)が設立されたのは、2009年のことである。

委員会のタイトルは「中国伝統医学(仮称): Traditional Chinese Medicine (provisional)」とされており、その名称に関する疑問も提示されている。しかし、委員会参加国による全体会議やワーキンググループによる会議は実際に2010年より回が重ねられ、生薬原料や製法と製品、鍼灸に関連する器具やもぐさ、東洋医学の専門用語など、広汎な議論が行われている¹⁾。

国際標準規格の策定が推進される背景には、多種多様な意図があると考えられるが、いずれにせよ、東洋医学の一領域である鍼灸の国際化も進んでいかなるを得ないのが現状である。

このような現況に鑑み、本稿ではTC249を世界の鍼灸の状況を表す場でもありと考え、その参加国における鍼灸の位置付けを制度面、特に鍼灸について規定する法律や規則の面を調査することにより、鍼灸の世界への広がり的一端を明らかにすることを試みた。

【目的】

ISO/TC249 参加国における鍼灸に関する制度の現状を、法律ならびに規則の面から調査し、鍼灸の世界への広がり的一端を明らかにする。

【対象】

ISO/TC249 参加国のうち、在日公館を有する28カ国(表1)。

調査期間は2013年5月から7月とした。調査方法は以下の3つをとった。

表1. 調査対象国

積極的参加国 (TCでの議決権あり 22カ国)	オーストラリア オーストリア カナダ 中国 フィンランド ドイツ ガーナ インド イスラエル イタリア 韓国 モンゴル オランダ ノルウェー シンガポール 南アフリカ スペイン スイス タイ チュニジア アメリカ ヴェトナム
オブザーバー参加国 (TCでの議決権なし6カ国)	フランス アイルランド ニュージーランド ポーランド スウェーデン イギリス

【調査方法と調査期間】

1. ISO/TC249 参加国のうち、在日公館がある国を対象として、各国公館へ E メールおよび電話にて、鍼灸に関する制度について回答し得る部署を調査する。
2. J-Stage より、上記対象国の鍼灸に関する制度の有無について、『全日本鍼灸学会雑誌』に掲載された論文から検索を行う。
3. 1.の調査より得られた当該部署のホームページならびに、ヨーロッパ諸国についてはEU のホームページ、関連団体のホームページから、各国の鍼灸に関する制度の有無についてインターネット検索を行う。

なお、今回の調査目的は事例を明らかにすることではないため、個別の国名は明らかにしない。在日公館への問合せについても、回答内容と回答国、回答者の同定をされない形で発表することを、質問に付している。

【結果】

調査対象となった国の分布域としては、ヨーロッパが最多であった(図1)。

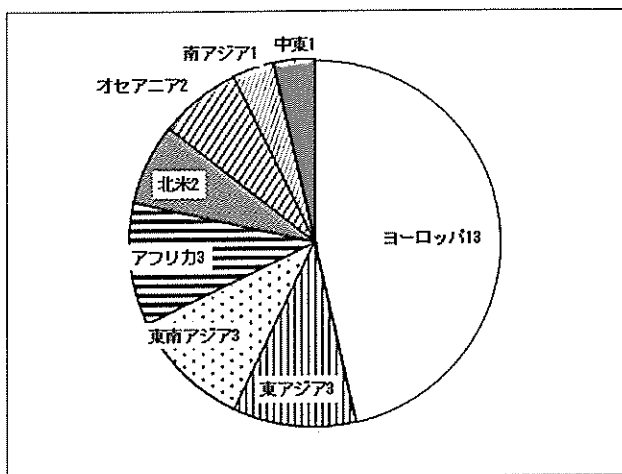


図1. 調査対象国の分布

各国在日公館のうち、自国における鍼灸に関する法律や規則についての照会先として、保健省/厚生省をあげた国が 11 カ国、鍼に関連する民間団体をあげた国が 10 カ国、保健省・厚生省と民間団体の両方をあげた国が 1 カ国、不明と回答した国が 4 カ国、未回答が 2 カ国であった(図2)。

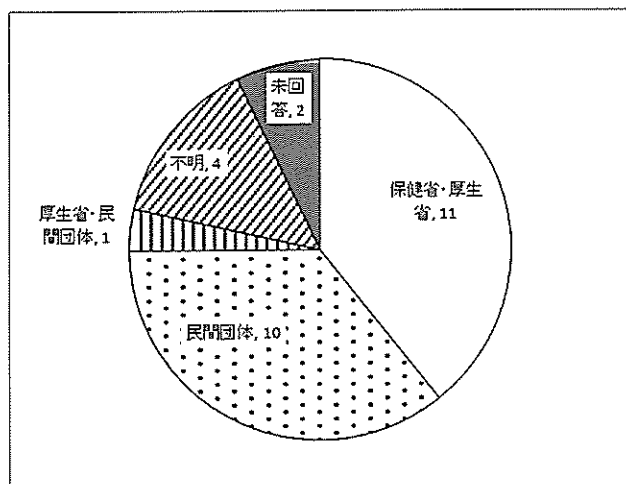


図2. 在日公館のあげた照会先

照会先としてあげられた民間団体は全て、鍼に関する職能、技術訓練、資格認定等に関連する非政府組織であった。

照会先について回答のあった 22 カ国のうち、鍼灸に関する制度を所掌する部署を明確に把握した上で回答があったのは 4 カ国だった。

文献検索ならびに在日公館から照会先とされた部署、団体、および EU のホームページ検索から判明した、鍼灸に関する法や規則についての整備状況は表2の通りであった。

表2. 調査対象国での鍼灸に関する法や規則の整備状況

国として鍼灸に関する法、規則がある。	4カ国
地方行政ごとに鍼灸に関する法、規則がある。	2カ国
鍼灸に関する法、規則が地方行政ごとにあり、治療者は国の機関への登録が必要。	1カ国
鍼灸に特化した法、規制はないが、国として他の医療に関する法、規則により鍼灸におよぶ規定がある。	10カ国
鍼灸に特化した法、規制はないが、地方行政ごとに他の医療に関する法、規則により鍼灸におよぶ規定がある。	1カ国
特に法や規則は無い。	3カ国
不明	7カ国

※他の医療制度や医療職についての法や規則、補完・代替医療全体についての法や規則、裁判所判例など。

施行単位が国か地方行政かの違いはあるが、鍼灸に特化した法や規則がある国が 7 カ国あり、これらの国には行政に鍼灸について所掌する部署があるか、行政機関と関係しながら、職能教育、技術訓練、資格認定などを行う、鍼灸に関する職業的専門性をもつ民間団体が存在した。

鍼灸に特化した法や規則がない国は 14 カ国であったが、このうち 8 カ国では鍼灸に関する職業的専門性をもつ民間団体の存在が確認された。^{2),3),4)}

また、鍼灸に関する法や規則の有無が不明な国 7 カ国のうち鍼灸に関する職業的専門性をもつ民間団体の存在する国が 2 ヶ国確認された。

【考察】

ISO/249 の参加国を一覧した時、東洋医学に対してどのような関係をもつのか、定かにはイメージできない国名がいくつも見出される。もともと工業製品の規格を定めるために ISO は作られたが、今やその影響する範囲は品質管理や情報、医療に至るまで広がっている。それゆえ、ISO では様々な国益を背景とした議論が行われる。TC249 の参加各国にも、医療と関わりのない意図があるとも考えることもできる。

一方、東洋医学に関する国際標準化を議題とする専門委員会に参加する以上、なんらかの形で東洋医学の活用が行われているか、今後の活用が企図されているとも考えることも可能である。

では、これらの国では東洋医学の一領域としての鍼灸が、現在社会の中でどのように位置付けられているのであろうか?これが本調査の初発のリサーチクエッションであり、それを端的に表すのが、各国

における鍼灸に関する法ないしは規則の存在であると筆者は考えた。

一般に法や規則が存在するならば、それを所掌する公的部署が存在し、鍼灸が社会的に一定の位置付けをもち、各国の代表である在外公館もその部署を把握していると考えられる。

しかし、調査結果が示すように回答を寄せた国のうち、鍼灸に関する事項に関する照会先を明確に把握しているのは4カ国にとどまり、「おそらくここだろう」、「明確にはわからないが、本国の所掌部署と思われる所に質問をまわす」といった回答が多数を占めたのが実情である。

未回答国を除き、「不明」と回答した国も合わせると、鍼灸を所掌する部署が在外公館水準では不明確なのが、26カ国中22カ国におよぶ。

また、文献検索、在外公館より照会先としてあげられた部署や団体、EUのホームページの検索から、不明であった7カ国を除いて、鍼灸に特化した法や制度の存在が確認できたのは21カ国中7カ国であり、それ以外の国では、鍼灸以外の医療制度や医療職について規定する法や規則が、鍼灸についての規定(例えば、施術可能な者の資格)に影響しているか、そもそも鍼灸に関する公的な規定の存在が確認されなかった。

これらのことは、TC249参加国であっても、鍼灸が医療的手段として社会的に充分認識されていない国が多いことを示唆している。

一方で、鍼灸に特化した法や規則、規定がない21カ国のうち、鍼灸についての専門性を有する民間団体が存在する国は10カ国あり、法制度上の整備状況がそのまま鍼灸の広がりや否定的なことを示唆しているとはいえない。

法制度の整備が未完でありながらも、鍼灸に関して専門性を有する団体が存在する国があることから、現時点で医療手段としての鍼灸が制度化されていない国であっても、鍼灸に関心をもつ人々と鍼灸へのニーズが潜在していることが示唆される。同時に、現時点でも鍼灸の実質的な世界への広がりがあることを示している。

ここで、調査対象国の地域分布をみると、東洋医学が根差しているアジア東部の国が3カ国、その深さはともかくとしても、歴史的、地勢的に東洋医学

の影響のあったことが推測されるアジア南東部の国が3カ国ある。一切の伝播を否定することはできないが、これらの国を除く22カ国では、東洋医学は「異文化」であり、したがって鍼灸もまた「外来の治療文化」といえる。

言葉を換えるならば、多くのTC249参加国は未だ「鍼灸の社会的受容」が進んでいないのが現状であり、ニーズが存在し、かつその手法や効果が妥当であれば、今後はなんらかの社会的制度の中に鍼灸が位置付けられる可能性があるといえる。反対に、鍼灸が医療手段として適切ではないと判断されれば、その国の制度に鍼灸が導入されない可能性が高い。

「制度化されていない」という現状は、「制度とすべき標準がない」ということでもある。標準化、規格化についてのTC249での議論の行方は、今後の鍼灸の世界への広がりに関わると考えられる。

それゆえ、鍼灸を自国の制度に位置付けているTC249参加国、ことに鍼灸を自国の伝統医学とする国は、理解し易く、導入するのに妥当な内容をもって、その有益さを他の国に伝える必要がある。それが可能であってはじめて、鍼灸の国際化、ひいては世界の多くの病む人々の治療に資することができるといえる。

【結論】

ISO/TC249参加国のうち、在日公館をもつ国28カ国について、鍼灸に関する法や規則の存在の有無を調査した。

7カ国では鍼灸に関する法や規則が存在し、11カ国では鍼灸に特化されていない他の法や規則により、鍼灸に影響する規定が存在した。3カ国では鍼灸に影響する法や規則は存在しなかった。7カ国の現状は不明であった。

鍼灸に特化した法や規則が存在する国を除いた21カ国のうち、鍼灸に関する専門性を有する民間団体が10カ国に存在することが確認された。

これらのことから、鍼灸が医療手段としての社会的認識を得られていない国が多い一方で、鍼灸に対する関心やニーズが潜在していることが示唆された。今後、鍼灸の国際化にともない、鍼灸が社会制度として位置付けられていない国で導入されるにあたり、TC249での議論が大きな影響を与えることが考え

られる。

鍼灸を自国の伝統医学とする国は、他の国が理解し易く、かつ妥当な内容をもって、その有益性を伝える必要がある。

【謝辞】

本調査にご協力頂いた各国在日公館の方々感谢您的いたします。

また、調査の各段階においてご指導を頂いた筑波技術大学教授形井秀一先生にお礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 東郷俊宏：『鍼灸領域における国内外の標準化の現況-国民への説明責任を果たすために-』全日本鍼灸学会雑誌. 62(2);114-124. 2012.
- 2) 小野 直哉. 世界の統合医療の現状 - 日本の鍼灸の在り方を考えるために -. 社会鍼灸学研究. 2009. 4.
- 3) Nicola Robinsona ら：『Exploring practice characteristics and research priorities of practitioners of traditional acupuncture in China and the EU-A survey』Journal of Ethnopharmacology; 140 604-613. 2012.
- 4) Vinjar Fønnebo. Legal status and regulation of CAM in Europe Part III - CAM regulations in EU/EFTA/EEA. 2012.

参考文献

1. アルフィオ・バングラッチ, 津谷喜一郎. ヨーロッパの鍼関係学協会リスト. 全日本鍼灸学会雑誌, 48(2);72-81. 1998.
2. アラン・ブリオ. フランスにおける鍼灸の発展史. 全日本鍼灸学会雑誌. 54(1);77-85. 2004.
3. CAMDOC Alliance: 『The regulatory status of Complementary and Alternative Medicine for medical doctors in Europe. European committee for homeopathy など監修: Complementary Medicine Its current position and its potential for European healthcare. 2008.
4. 石崎直人. 世界鍼灸連合(WFAS)鍼灸国際標準化会議報告. 全日本鍼灸学会雑誌. 60(5);854-858. 2010.

5. ダニエル・ケナー. 米国で鍼師が使う治療方法についての考察-東洋医学は自然医学の中で発展していく-. 全日本鍼灸学会雑誌. 5(1);102-105. 2004.
6. 北川裕康, 薜耕司, ドイツ鍼灸事情 2008. 全日本鍼灸学会雑誌. 59(1);39-46. 2009.
7. カサノヴァ・エマヌエラ. イタリアにおける鍼治療. 全日本鍼灸学会雑誌. 56(4);656-661. 2006.
8. 直本美知. 英国における CAM の現状と鍼およびハーブ療法の法律規制. 全日本鍼灸学会雑誌, 54(4);636-641. 2004.
9. 小田博久. 米国鍼灸の教育制度. 全日本鍼灸学会雑誌. 55(5);723-735. 2005.
10. 小田博久. 米国の鍼灸制度-主にカリフォルニアの状況-. 全日本鍼灸学会雑誌. 50(3);131-138. 2000.
11. 小田博久. 米国鍼灸の教育制度. 全日本鍼灸学会雑誌. 55(5);723-735. 2005.
12. 大嶋真吾. 英国の大学における針灸教育事情. 全日本鍼灸学会雑誌. 49(4);123-126. 1999.
13. 斎藤竜太. ドイツの鍼事情-主にドイツ東部を中心に-. 全日本鍼灸学会雑誌, 53(1);94-98. 2003.
14. 関隆志. ICMART XV WORLD CONGRESS OF MEDICAL ACUPUNCTURE 25-27 MAY ATHENS GREECE 2012 報告. 全日本鍼灸学会雑誌. 62(3);245-246. 2012.
15. 田中秀明. カナダの鍼灸事情-特にオンタリオ州の状況-. 全日本鍼灸学会雑誌. 51(5);89-93. 2001.
16. Thomas Blasejewicz. ドイツの Rothenburg で行われた TCM Kongress. 全日本鍼灸学会雑誌. 61(4);446-452. 2011.
17. 内田輝和. オーストラリアの鍼灸事情. 全日本鍼灸学会雑誌. 55(2);172-176. 2005.
18. 若山育郎, 形井秀一. 世界鍼灸連合(WFAS)鍼灸標準化シンポジウム参加報告. 全日本鍼灸学会雑誌. 60(4);752-756. 2010.
19. 楊磨吟. 台湾における鍼灸事情. 全日本鍼灸学会雑誌. 56(2);191-195. 2006.